

○ 令和8年度能登半島地震の復旧・復興事業等における積算方法等について

令和8年3月9日 7農振第2761号  
農村振興局整備部設計課長から北陸農政局農村振興部長あて

能登半島地震の復旧・復興事業等における積算方法等について実態調査結果等を踏まえ、別紙のとおり適切に措置されたい。

別紙

1 適用対象工事

石川県内で実施される工事で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に入札書提出期限を設定する工事。

2 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

【対象歩掛】 アスファルト舗装工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

3 適用にあたって

当該補正を行って積算を行う工事であることを入札公告等に明記し、予定価格は本通知に基づき算出すること。

4 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

## 5 その他

入札書提出期限が令和8年3月1日から同月31日までの工事については、上記補正に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

### (1) 措置の内容

ア 工事等の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官通知）別紙工事請負契約書第62条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{補}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{補}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{補}}$ ：「令和8年度能登半島地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」に基づき積算された予定価格に相当する額  
(単価は入札書の提出期限の日のもの)

$k$ ：当初契約の落札率

イ 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

### (2) その他

入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとするが、入札書提出期限までに修正が間に合わない場合は、契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は5の(1)アの方法により協議を行うものとする。

### (工事記載例)

#### ○工事概要

(○) 本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年3月に「令和8年度能登半島地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」が通知されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

ア 本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第62条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{補}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{補}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{補}}$ ：「令和8年度能登半島地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」に基づき積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

$k$ ：当初契約の落札率

イ 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。